

## 理 由 書

本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地を計画的に保全すべく、生産緑地地区として指定しております。

今回、主たる農業従事者の死亡により、農地所有者から生産緑地の買取りの申出が行われたが、所有権移転が行われず、生産緑地地区の行為の制限を解除したもの、公共施設の敷地の用に供されたもの及び地積測量の実施に伴い面積の更正登記等が行われたものについて、本案のとおり、廃止、区域を縮小及び面積を変更するものです。